

2019年度
政策・制度要求と提言
埼玉県回答

2020年5月18日 政策フォーラム

日本労働組合総連合会埼玉県連合会

も く じ

I	総合経済・産業政策	1
II	雇用労働政策	4
III	福祉・社会保障政策	5
IV	消費者政策	7
V	交通政策	8
VI	教育・子育て政策	10
VII	人権・男女平等政策	17

2019年度 政策・制度要請 埼玉県回答(7分野20項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：2項目 ○-B：2項目 △-B：12項目 △-C：1項目 ×-B：3項目 ×-C：なし

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。</p>	<p>企画財政部改革推進課</p> <p>公共サービスの提供にあたっては、公共サービス基本法の趣旨に基づき、指定管理者制度における役割分担とリスク分担の明確化や、許認可等の標準処理期間の短縮など公共サービス向上の取組を行ってまいりました。</p> <p>また、多様な県民の意見を行政運営に反映させるために、県政サポーターへのアンケート調査を行っており、昨年度は県産農産物や生涯学習等について意見を聴取し、今後の公共サービスを考える上で参考としております。</p> <p>公共サービス基本条例につきましては、平成28年に庁内研究会を立ち上げ、条例について幅広く研究してまいりました。</p> <p>研究会では、国の動きや他県の検討状況について調査するとともに、</p>	<p>×-B</p> <p>公共サービス基本条例の制定についての研究を平成28年から行っているが、必要性の研究から脱していない。</p> <p>公共サービス基本条例の必要性について、具体的な課題とともに要請する。さらに、研究結果について</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>公共サービスは、住民ニーズに応じたサービスの提供が必要であり、都市部に必要なサービス、農村部に必要なサービスなど、地域ごとに異なるニーズ、意識をどう合意形成していくかが大切である。今後、少子高齢社会・人口減少社会が進むにしたがって、公共サービスの重要性はさらに高まっていく。</p> <p>公共サービスの基盤整備・質の向上をはかるためには、公共サービス基本法にもとづく公共サービス基本条例の制定が必要である。</p> <p>2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務においては、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要である。</p> <p>また、契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であり、加えて、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことはあってはならない。</p> <p>しかし、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、中小・小規模事業者や現場で働く建設職人の単価や賃金が上がっていない</p>	<p>に、条例化が必要か否か、県民の意見の反映や利便性の向上などについて意見交換を重ねている状況です。</p> <p>引き続き県として、県民の声をしっかり捉え質の高い公共サービスの提供に努めるとともに、条例制定の必要性について研究してまいります。</p> <p>総務部、産業労働部、会計管理者</p> <p>公契約の下で働く者の適正な労働条件を確保するためには、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底が重要です。</p> <p>本県が民間事業者と契約（公契約）を締結して行う業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要であると考えております。</p> <p>契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であると考えております。</p> <p>また、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めております。</p> <p>これらを踏まえて、実効性のある公契約条例については、同条例を制定している他県の状況を分析するなど、引き続き検討してまいります。</p>	<p>て進捗状況を確認する。</p> <p>×－B</p> <p>本要請については、2014年度、2015年度と要請をおこなっているが、検討の進展がない。</p> <p>公契約条例が締結された自治体もあり、条例を制定した自治体の具体例や効果とともに要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>実態にある。</p> <p>3. 労働者が自発的に協同して出資し労働することにより、尊厳・人間らしさ（ディーセントワーク）、くらしと仕事（ワークライフバランス）を大切にしながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する「協同労働」という働き方に対し、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1)「広島市協同労働プラットフォーム事業」のように、協同労働による事業体を立ち上げて地域の課題解決のための事業をおこなうにあたっての設立支援（資金の助成、設立準備、事業継続等）をおこなうこと。</p> <p>(2)「地域共生社会」の実現のため、地域課題を「我が事」として考え仕事をおこし、排除がない地域づくり・職場づくりを大切にする「協同労働」団体を各種支援事業の運営主体や行政が抱える課題解決に向けてのパートナーとして位置づけること。</p> <p><要請の根拠> 非正規雇用やブラック企業等、望まない雇用環</p>	<p>産業労働部雇用労働課 労働者による自発的な雇用創出の動きは、これからの社会のあり方の一つの方向と考えます。協同労働については、「労働者協同組合法」の成立を視野に、国が審議を進めています。 本県は、その審議の流れを注視していくとともに、他の自治体の対応状況の情報収集に努めてまいります。</p> <p>産業労働部雇用労働課 協同労働の設立目的や活動実績を参考に、県単独よりも協同労働団体と共催の方がより効果的に実施できると考えられる場合など、個別案件ごとに検討したいと考えます</p> <p>福祉部福祉政策課 地域において先駆的な福祉の取組を行うNPOやボランティア団体等に対する助成制度を実施しています。</p>	<p>△－B 「労働者協同組合法」の法制化の動きもあり、引き続き継続した要請が必要。また、県単独よりも協同労働団体との共催については、事業の継続性への支援を含め引き続きの検討要請をおこなう。</p> <p>△－B NPOやボランティア団体からの協働労働団体への移行も想定していることから、助成制度への適用を含め検討要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>境の下で働かざるをえない人たちがいる一方で、労働者一人ひとりが共益権（総会での議決権）を行使して主体性を発揮して働くことができる「協同労働」という働き方は、既に約40年の活動実績があり、全国各地で地域のコミュニティや産業、福祉等と直結した事業を展開してきている。</p> <p>「地方創生」、「地域共生社会」、「働き方改革」、「持続可能な地域づくり」といった地域づくりの政策が重要視されている中、65歳以上人口の増加率全国2位、75歳以上人口の増加率全国1位という埼玉県における「生涯現役社会」を目指す施策や各対象者別の就労・職業訓練支援等の受け皿として、住民主体の「協同労働」団体の設立を推進、支援していく必要がある。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 職場におけるあらゆるハラスメントの一元的な相談対応や関連法令を周知するためのセミナー開催など、ハラスメントのない職場環境の整備につながる取り組みを推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>本年5月29日に成立した女性活躍・ハラスメント規制法や6月21日にILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約の内容を踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントを根絶するための取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>産業労働部雇用労働課</p> <p>生き生きと働きやすい職場の実現には、パワハラ・セクハラなど職場におけるハラスメント防止対策は重要です。</p> <p>職場におけるハラスメントに関する労働相談が寄せられた場合には、事案に応じた適切な助言を行い、その解決を支援してまいります。</p> <p>また、ハラスメント防止のため、職場におけるハラスメント防止をテーマとした労働セミナーを開催するとともに、県HPに事業者が講ずべき対策を掲載し、周知してまいります。</p>	<p>○ーB</p> <p>ハラスメントに対する対応が重要との認識を確認することができた。また、セミナーの開催やHPによる対策の周知をおこなうこととなった。現時点ではセミナーならびに相談の状況や実態が確認できていないことから継続的に進捗状況を</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 障がい者の親が高齢等で養育できなくなった時でも、その障がい者が安心して生活できるようグループホーム等の整備をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>障がい者が働く施設でつくる団体の調査では、障がい者の年収は200万円以下が99%であり、100万円以下も半数以上にのぼるとの報告がある。また大人になっても親と同居して生活を支えてもらっているケースが6割近くにのぼっている。こうした状況で、高齢の親が障がいのある子どもの介護をし続ける「老障介護」が広がっている。</p> <p>そして老障介護をしている家庭では、介護している側が高齢のため健康面の問題を抱えており自分が他界したあと、残された子ども(障がい者)の生活を心配している。</p> <p>しかし、障がい者が入所できる施設は不足しており、埼玉県でも1,663人の待機者がいるとの報告もある。障がい者が自立した生活をおくれるような環境整備を早急にすすめる必要がある。</p> <p>2. 介護労働者がサービス利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対処方法について自治体のルールを定めること。またトラブルに巻き込まれた場合、相談できる第三者機関を県(各市町村)に設置すること。</p>	<p>福祉部障害者支援課</p> <p>入所施設については、国が原則として定員増を伴う新設や増設などの整備を認めない方針ですが、県では必要な入所施設の整備を認めるよう様々な機会を捉え、粘り強く国に要望しております。</p> <p>この結果、今年の4月には県内に国庫補助による入所施設が3か所開所しました。</p> <p>グループホームについては、第5期障害者支援計画において、平成33年度末までにグループホームの定員を5,050人とする目標を掲げているところですが、平成30年度末時点で定員4,907人の整備をしました。すでに97.2%の整備が進んでおります。</p> <p>引き続き、入所施設やグループホームの整備を促進してまいります。</p> <p>福祉部高齢者福祉課</p> <p>利用者やその御家族との間で発生したトラブルについては、事業者が介護サービスを提供する中で発生したものであり、介護職員個人が対応を考えるものではなく、事業者の責任において解決に向けた対応を講じるものと考えます。</p>	<p>確認する必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>国への粘り強い要望により、県内の入居施設は3ヶ所を開所という成果を上げ、グループホームの整備も進んでいる。一方、障がい者の年収の少なさや「老障介護」の厳しさには触れられておらず、実効性のある取り組みは見られない。今後は、障がい者とその親が安心して生活できる社会づくりを再検討していく。</p> <p>×－B</p> <p>要請主旨は自治体が対処法ルールを定め、相談機関を設けることで介護労働者</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><要請の根拠> 介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、依然として高い離職率が介護労働者にある。介護労働者と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず、その板ばさみ状態になる等が就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。</p> <p>民間団体のアンケートでも介護職員の28.8%が「利用者やその家族からセクハラを受けたことがある」と回答し、被害を受けた職員の78.6%は上司や同僚に相談したが、このうち47.3%は「相談後も状況は変わらなかった」と報告されている。また相談しなかった職員のうち44.1%が「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「事業所が利用者への体裁しか考えていない」などと回答している。</p> <p>介護人材不足が深刻化する中で、介護労働者の尊厳が守られるためにも、尊厳を無視した行為がおこなわれた場合の対策を講じる必要がある。また、トラブルになったときに相談できる窓口を設置する必要がある。</p> <p>3.「身元保証等高齢者サポートサービス」に関して、当サービスの利用者からの苦情内容および事業者の実態把握をし悪質業者を排除することにより、安心してサポートサービスが受けられるようにすること。</p> <p><要請の根拠> 少子高齢化が進展し、単身世帯や頼れる親族が</p>	<p>なお、厚生労働省では、昨年度、介護現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝え、事業者として取り組むべき対策などを示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くため、介護事業者向けに「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を作成しました。</p> <p>同時に、職員自身がハラスメントについて正しく理解し、自衛するための知識や対処方法を身につけるため、新任職員やその他の職員を対象に研修会を実施しております。</p> <p>このマニュアルの更なる積極的な活用を図るため、市町村や事業所に周知するとともに、事業所ごとにハラスメントについての研修等を実施し、研修等に当マニュアルを活用していただくよう指導してまいります。</p> <p>県民生活部消費生活課 県消費生活支援センターでは、「身元保証等高齢者サポートサービス」の利用者、家族等からの解約等の契約に関しての相談に対して、適切に助言等を行っています。</p> <p>福祉部地域包括ケア課 厚生労働省は、消費者委員会の身元保証等高齢者サポートサービス事業に関する消費者問題についての建議（平成29年1月31日）を</p>	<p>の離職率の低下を目指すものだが、責任の所在が事業者に転化されている。</p> <p>「ハラスメント対策マニュアル」の作成は一步前進だが、相談窓口の設置という要請主旨とは方向性が異なる。</p> <p>介護労働者が安心して働くことができることを目指した要請を検討していく。</p> <p>△-C 回答は地域包括支援センターが相談を受けたときの取扱いを示し、市町村に適切な対応を依頼するに留まっている。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>いない人が増加している中で、主にこうした人を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス(身元保証等高齢者サポートサービス)がある。国においても、こうしたサービスへの需要は今後一層高まっていくとの見方もあるが、利用者からの苦情についてはほとんど把握されていない。また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サービスを利用する場合、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない等の不安を抱えている。</p> <p>安心して高齢者等が身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにするために、埼玉県および市町村として利用者からの苦情内容を把握し、その上で、事業者に対しヒアリングをおこなうなど実態を把握し対策することで、当該事業による消費者被害の発生を防止していく必要がある。</p> <p>IV. 消費者政策</p> <p>1. 消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、一部の消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促す啓発活動や消費者教育を実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>顧客・取引先からの苦情については適切に対処される必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束</p>	<p>受け、実態調査の実施、利用者支援の検討を行い、報告書を取りまとめました。</p> <p>報告書の内容を踏まえ、平成30年8月30日に各都道府県に対し「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢サポートサービス事業に関する相談への対応について」通知し、各市町村や地域包括支援センターで身元保証等高齢サポートサービス事業に関する相談を受けた場合の取扱いが示されました。</p> <p>具体的には、ポイント集を適宜活用するなどして適切な助言を行うこと、消費者行政部局との連携強化を促進すること、また、都道府県については本通知を管内市町村に周知するよう依頼されました。</p> <p>このため、県では、当該通知を県内市町村に対して周知し、各市町村や地域包括支援センターにおいて適切に対応されるよう依頼したところです。</p> <p>県民生活部消費生活課</p> <p>県では、事業者と消費者がお互いの立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要と考えています。</p> <p>県民の方には広報紙「彩の国くらしレポート」により、消費者トラブル事例とその対策について情報提供を行いました。</p> <p>教育局高校教育指導課</p> <p>消費者教育を実施するに当たっては、子供たちが将来、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任</p>	<p>要請主旨はいつそうの実態把握を進め業者を適切に指導し、悪質業者を排除していくことである。今後はこうした取り組みを通じ、安心して受けられる「身元保証高齢者サポートサービス」を構築するための要請を検討していく。</p> <p>△－B</p> <p>本内容については、2017年度より継続して要請している。消費者教育が実施されたことは一歩前進が図れたものの、広報紙に記載されている内容は、悪質クレ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えた、いわゆる悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題になっている。このような悪質なクレームは働くものに大きなストレスを与え、販売機会等のロスや、サービスの質の低下、その対応のためのコストにより生産性の低下を招く。</p> <p>こうした著しい迷惑行為については、事業主による労働者の安全配慮のための取り組みが重要となるが、一方で、その防止のためには消費者に対する倫理的な消費行動をもとめる教育の実施が必要である。</p> <p>V. 交通政策</p> <p>1. 高齢ドライバーが加害者となる交通事故を防止するために以下の取り組みをおこなうこと。</p> <p>（1）事故防止に有効な手段となる先進安全自動車（ASV）の購入や後付け急発進防止装置の取り付けに対する補助金制度の導入など、高齢ドライバーの安全確保に対する取り組みへの支援を拡充すること。</p>	<p>ある行動をとれるようにすることが大切です。</p> <p>県立高校では、倫理的な消費者行動を促す消費者教育等について、家庭科の消費生活・環境の分野において取り上げて指導しております。</p> <p>指導に当たっては、身近な消費生活をよりよくするために、安易に個人的利益や利便性だけを追い求めるだけでなく、環境や社会への影響を意識した責任ある消費について考察させるよう授業を工夫しております。</p> <p>また、外部講師を活用して消費者教育に関する講演会や出前講座を実施している学校もあります。</p> <p>今後も、関係部局とも連携しながら、県立高校における消費者教育の充実に努めてまいります。</p> <p>県民生活部防犯・交通安全課</p> <p>65歳以上の高齢運転者による交通事故件数は横ばいで推移しているものの、全体の人身交通事故が減少傾向にあるため、その構成率は年々増加傾向にあることから、高齢運転者の交通事故防止は重要な課題であると認識しています。</p> <p>ペダルの踏み間違いによる交通事故は全体の1.2%（平成26年～平成30年の累計）ですが、その割合は24歳以下の若者を除き、年齢と共に上昇する傾向にあることから、今後、高齢運転者の一層の増加が予想されることから、高齢運転者に対する交通安全教育を推進してまいります。</p> <p>高齢運転者の交通事故防止対策として、先進安全自動車や後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等が効果的とされています。</p>	<p>ーム（迷惑行為）関連の内容ではなく、消費者トラブル事例に留まっており、要請内容とはかけ離れている。</p> <p>現在も、職場における悪質クレーム（迷惑行為）は減少傾向となっておらず、関係する職場組合員の希求も高いことから、継続して要請することとする。</p> <p>○－A</p> <p>国での対応ではあるが補助金制度が導入され、事故防止のための環境整備に向けた前進が図れた。また、県として補助金制度や安全装置の周知に取り組むこととなった。よって、本要請については、いったん完結とし、今</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) コミュニティバス路線の整備などにあたっては、運転免許証自主返納等により、移動手段を持たない高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>高齢ドライバーが加害者となる痛ましい交通事故が相次いで発生しており、事故防止・安全性向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>運転せざるを得ない高齢ドライバーが事故を起こさないようにするためには、自動車に急加速や</p>	<p>先進安全自動車については、衝突被害軽減ブレーキなどの一定の運転支援機能を備えた自動車を「サポカー・サポカーS」として普及を図っており、ペダル踏み間違い時加速抑制装置については平成29年の新車搭載率は65.2%に達しています。</p> <p>国では令和元年6月の関係閣僚会議において、高齢者の安全運転を支える対策として、自動車税減税等の周知による新車への代替を通じた安全運転サポート車の普及促進、既販車への後付け安全運転支援装置の性能認定制度創設等の検討による同装置の普及等を決定しました。</p> <p>県においても、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等の購入補助制度の創設を検討してまいりましたが、国において、65歳以上の高齢運転者等を対象に、サポカーの購入や後付け装置の購入・取付けの費用の一部を支援する「サポカー補助金」を盛り込んだ令和元年度補正予算が成立し、令和2年3月9日から補助金の申請受付が開始されました。</p> <p>県ではこうした装置の機能等について、県民が正しく理解し、交通事故防止に効果が上がるよう、周知、啓発に努めます。</p> <p>企画財政部交通政策課</p> <p>急速な高齢化の進展に伴い、公共交通の確保・充実は重要な課題となっています。</p> <p>市町村では、地域公共交通会議などを設置し、コミュニティバスやデマンド交通などの手法を活用して公共交通の確保に取り組んでいます。</p> <p>県としては、これらの会議に積極的に参加し、他市町村の取組などの情報提供や助言を行い、市町村を支援しております。</p> <p>また、市町村を対象とした研修会などを開催し、国の補助制度や他県の先進事例の紹介などを行っております。</p> <p>さらに、令和元年度からは、地域公共交通の確保・充実を図るた</p>	<p>後の補助金の対応や周知、啓発の状況を確認していく。</p> <p>△－B</p> <p>高齢化に対する公共交通の確保は重要との認識が得られた。また、隣接する行政区間の連携に対し支援をおこなうとのことだが、新たな公共交通の確保には至っていない。今後の支援内容の確認と公共</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ペダル踏み間違いによる急発進を防止するシステム・装置を導入することが有効である。これらのシステム・装置の導入による高齢者の金銭負担を軽減するために、補助金制度の導入等が必要である。</p> <p>また、免許証を自主的に返納した人の生活の利便性を確保するためには買い物、地域コミュニティでの活動、通院等に関係する生活圏をつなぐ交通システムを、行政区をまたいで整備していく必要があり、未対応の地域を減らしていきたい。</p> <p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 4年連続（2015～2018年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で学校現場における教職員の負担軽減について言及された。そこで、以下の施策を講ずること。</p> <p>（1）教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」、2017年度には「負担軽減に向けた取り組みがすべての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底」、2018年度には「全国的な動きと連動して、学校現場における働き方改革を加速すべき」との記載がある。また、昨年（2018年）の県回答で「学校にお</p>	<p>め、コミュニティバスやデマンド交通の導入、また、コミュニティバスの他市町村への乗入れなど複数市町村が連携した取組を支援しております。</p> <p>県としては、こうした取組により、引き続き公共交通の確保・充実に努めてまいります。</p> <p>教育局小中学校人事課</p> <p>教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うために、教職員の負担軽減を図っていくことは、重要な課題であると認識しております。県教育委員会といたしまして、9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、その中でも各市町村教育委員会に対して、教職員の在校時間の適正な把握をするとともに、負担軽減に向けた実効性のある取組をお願いしているところであります。</p> <p>平成28年2月には、教職員の勤務を管理する市町村教育委員会に対して、「教職員の負担軽減及び健康管理について」依頼する通知を发出いたしました。</p> <p>また、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を推進するための一つの方策として、県として毎月の給与支給日を「ふれあいデー」と設定し、全ての小中学校で取り組むよう依頼しております。これにより、教職員が心身のリフレッシュを図り、教職員が生き生きと児童生徒と向き合える労働環境づくりにつながっている</p>	<p>交通の充実実態を確認する必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>2019年9月に「学校における働き方改革基本方針」が策定され、教員の超過勤務の上限時間目標が定められ、また、教職員の負担軽減、健康管理の推進アドの方針が定められた。今後、県立学校はもとより、市町の教育委員会とも連携し、県内すべての学校で働き方改革の基本方針が徹底されるように確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>る働き方改革推進委員会」を設置し、県としての働き方改革に関する基本方針を策定中、との回答であったが、この基本方針を早期に実行し、教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ることは喫緊の課題である。</p>	<p>ところであります。</p> <p>さらに、8月には「サマーリフレッシュウィーク」を設定し、休暇の取得促進と健康の増進も図っております。</p> <p>平成29年度からは、伊奈町を重点モデル地域として指定し、国の委託事業である「学校現場における業務改善加速事業」について、調査研究に取り組んでいます。</p> <p>今後も、伊奈町での研究の成果について、各市町村教育委員会へ丁寧に説明し、働きやすい環境づくりの実現に取り組んでまいります。</p> <p>これまで、教職員の負担軽減について取り組んできたところではありますが、教職員が意欲を持って授業や授業準備などの教育活動に専念できることが大切です。また、日々の生活の質や教職人生を豊かにしていくことが、教師自らの人間性や創造性を高めることにつながり、結果として、子供たちに対して効果的な教育活動を行うこととなります。県としても、この「基本方針」を着実に実施するなど、実効性のある負担軽減方策が一層行われ、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作れるよう、市町村教育委員会と連携し、進行管理を行いながら、働き方改革を一層推進させるよう努めていきたいと考えております。</p> <p>教育局県立学校人事課</p> <p>県教育委員会では、6月から9月をワーク・ライフ・バランス推進期間として設定するとともに、平成26年度に試行した「ノー部活デー」又は「定時退勤デー」の検証を踏まえ、一人一人が働き方を見直し仕事に対する意識改革を図るため、平成27年4月から全県立学校で、毎月21日（給与支給日）を「ふれあいデー」として設定し、定時退勤を奨励しております。</p> <p>また、平成30年度からは、県立学校では、8月11日から8月16日までの「サマーリフレッシュウィーク」に、教職員の年次休暇等取得</p>	<p>また、県立学校の教職員の時間管理のための予算が執行できるようになったため業務改善等の進捗も確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則った部活動となるよう、特に休養日の設定や活動時間について遵守させること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>経済協力開発機構（OECD）が今年6月に発表した調査結果でも、日本の中学教員は部活動などの「課外活動の指導」や「一般的な事務業務」などが他の国より多く全体的な仕事時間を増やして</p>	<p>促進のため、各学校の判断で「学校閉庁日」を設定しても差し支えないこととし、今年度は県立学校80校で実施いたしました。</p> <p>さらに、県教育委員会では、平成31年2月定例県議会におけるICカードによる「勤務管理システム」の予算執行停止の附帯決議を受け、教職員のトータルケア体制の確保を踏まえた「学校における働き方改革基本方針」の策定を進め、9月24日に策定・公表いたしました。</p> <p>目的を「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上」、目標を「勤務時間を除く在校等時間の上限を『原則 月45時間以内、年360時間以内』」とし、目標達成に向け、四つの視点「①健康意識した働き方の推進」「②総業務量の削減」「③負担軽減のための条件整備」「④地域の理解と連携の促進」を掲げ、実効性ある取組のもと、教職員の働き方改革を進めているところです。</p> <p>また、今年度末には、県立学校へICカードによる「勤務管理システム」を導入し、教職員への勤務時間を意識した働き方や健康管理の推進と、在校時間の長時間化の是正に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>今後も引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、労働環境の整備を進めてまいります。</p> <p>教育局高校教育指導課・保健体育課・特別支援教育課・義務教育指導課</p> <p>平成31年4月1日より各校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」に則り、部活動が実施されています。今年度は、県の方針に基づく部活動の取組状況についての調査を実施し、その結果に基づいて県立学校及び市町村教育委員会に訪問して、確認をいたしました。今後とも、定期的にフォローアップを行ってまいります</p> <p>参 考 【策定の経緯】</p>	<p>△－B</p> <p>県方針に則り県立学校を始め、市町村学校（中学校等）で方針が策定されたとのことなので、各学校での方針実施状況を確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>いる、との報告もあった。部活動については、以前より教職員の負担感が高いとの指摘があったが、休養日の設定や活動時間の制限についての順守は生徒の健康を守ると同時に、教職員の負担軽減につながるとも考えられる。</p> <p>2. 児童虐待防止対策および保護が必要な児童の対応として、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 増加する虐待通告受付件数への対応や複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童相談所の児童福祉司および児童心理司を増員し体制強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が昨年7月に「虐待通告から原則48時間以内に子どもの安全確認する」としたルールを徹底するよう通知を出した。しかしながら、民間企業の調査によると、昨年7月以降児童相談所を設置する69の自治体の内少なくとも約8割の59自治体で、安全確認が48時間を超過したケースがあったことが分かった。県内でも昨年7月以降に、すでに安全確認は済んでいるが、確認が48時間を超過したケースがあったとの報道もあり、虐待の早期発見、早期対応のために児童相談所の人員体制強化が必要である。 	<p>○平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定</p> <p>○平成30年7月に県教育委員会が「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定（以下「県方針」という）</p> <p>○平成31年3月末までに市町村教育委員会では、県方針を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定し、貴管下の中学校、高等学校及び特別支援学校が「学校の部活動に係る活動方針」を策定。同じく、県立学校では、県方針に則り「学校の部活動に係る活動方針」を策定</p> <p>福祉部こども安全課</p> <p>平成31年度の児童福祉司は前年度から35人増の197人となっており、児童心理司は同様に7人増の55人となっています。</p> <p>その結果、児童虐待防止法が制定された平成12年度に比べると児童福祉司は2.6倍（75人→197人）、児童心理司は2.8倍（20人→55人）となっています。</p> <p>また、令和2年4月1日付けの組織定数改正において、児童福祉司は52人、児童心理司は7人増員し、体制強化を図ります。</p> <p>あわせて、平成31年4月には草加支所を本所化して、草加児童相談所を設置し、児童虐待防止に対応できるよう組織体制を強化しています。</p> <p>さらに、令和元年度からリスクが低い泣き声通告等の安全確認について、民間に委託することで、児童相談所職員はリスクが高い事案の対応に力が注げるようにしています。</p> <p>令和2年度から、児童相談所における機能強化を図るため、老朽化・狭隘化した熊谷児童相談所を移転新築するとともに、一時保護所を一体的な整備も進めます。</p>	<p>△－B</p> <p>ここ数年、児童福祉司・心理司の人数増員や、児童相談所の体制強化・整備が進められているが、虐待通報件数の増加に伴う対処件数の増加も見られることから引き続き児童相談所の体制強化を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 一時保護所について、一時保護が必要な児童の増加に対応し得る拡充・整備および職員を増員すること。また、第三者委員会制度を導入するなど外部評価を実施し、一時保護中の子どもの人権・権利が守られていることを確認すること。</p> <p><要請の根拠> 東京都は昨年度から、一時保護所についての第3者委員会制度を導入した。この外部評価によると、子どもを管理するルールが「過剰な規制で人権侵害に当たる」、「一時保護所の職員の不足、入所定員の超過が運営に悪影響している」と指摘していた、との新聞報道があった。埼玉県の一時的保護所についてもこのような問題がないことを確認する必要がある。</p> <p>(3) 「社会的養育推進計画の策定」に当たっては、虐待から保護された子どもなどを含む社会的</p>	<p>今後とも、必要な定数を確保するとともに、児童虐待防止に適切に対応できる人材を採用するなど児童相談所の体制強化に取り組んでまいります。</p> <p>福祉部こども安全課 児童虐待防止法が制定された平成12年度では、一時保護所は中央及び所沢の2か所・定員60人でしたが、平成17年に越谷児童相談所に、平成23年には南児童相談所にそれぞれ定員30名の一時保護所を開設し、定員を120人と倍増しています。 また、入所児童の学習支援を充実させるため、教員OB職員を配置するなど職員体制の強化も図っております。 さらに、民間児童養護施設における一時保護専用施設を今年度2か所（定員12人）増設し5か所（定員30人）にしています。 今後も、一時保護を迅速かつ適切に行うために必要な定数を確保するとともに、児童虐待防止に適切に対応できる人材を採用するなど一時保護所の体制強化に取り組んでまいります 併せて、児童相談所における機能強化を図るため、老朽化・狭隘化した熊谷児童相談所を移転新築するとともに、一時保護所の一体的な整備を進めます。 一時保護所の第三者評価については、平成30年度から全国社会福祉協議会の認証を受けた評価機関による評価を実施しております。 平成30年は2か所で実施し、入所児童への支援を適切に実施しているとの評価を受けました。令和元年度にはほか2か所で実施します。 今後とも、第三者評価を活用し、一時保護所入所児童の人権・権利擁護に努めてまいります</p> <p>福祉部こども安全課 本県では子供の人権・権利を守る取組として、児童養護施設等や</p>	<p>△－B 民間児童養護施設の増設は今年新たな回答となっている。 一時保護所入所児童の人権・権利擁護については、第三者評価を平成30年は2か所で実施し「適切」とのことなので、今後も引き続き他の施設評価の結果も確認していきたい。</p> <p>○－A 埼玉県の相談場所の</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>養育が必要な子どもの最善の利益が実現され、かつ、子どもの人権・権利が十分守られるようにすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>昨年の「里親制度の推進や児童養護施設等の整備」についての埼玉県の回答で、「社会的養育が必要な児童の最善の利益が実現にむけ、県の実情をふまえた社会的養育推進計画の策定に取り組んでいく」とある。したがって法の趣旨に沿って策定することはもちろんだが、前項の「子どもの人権・権利が十分守られるよう」に策定されたい。</p> <p>3. 子育て応援推進について、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2019年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比344名減の1208人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、ここ数年の傾向では待機児童の数倍いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要があ</p>	<p>里親宅で生活している子供に「子供の権利ノート」を配布し「安心して暮らす権利があること」を伝えるとともに、生活場所で困ったことがあれば相談できる場所などの周知を図っています。</p> <p>また、権利侵害から子供を守るための公平・中立な第三者機関である「埼玉県子どもの権利擁護委員会」において、電話や面接などによる相談や関係機関との調整を行っています。</p> <p>社会的養育推進計画には、児童相談所の体制強化、一時保護の充実、里親等委託の推進、施設養育の充実などに加え、子供の権利擁護の施策も位置付けております。</p> <p>こうした施策を推進することにより、虐待から保護された子供などを含む社会的養育が必要な子供の最善の利益が実現され、かつ、子供の人権・権利が十分守られるように取り組んでまいります。</p> <p>福祉部少子政策課</p> <p>県では、子育て支援や待機児童解消のため、保育所や認定こども園等の整備を進めております。</p> <p>施設整備については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、国に働き掛けてまいります。</p> <p>総務部学事課</p> <p>県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対する補助を実施しています。</p> <p>令和2年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。</p>	<p>周知や子どもの権利擁護委員会による相談などをおして子供の最善の利益が実現され、かつ、子供の人権・権利が十分守られるように取り組んでいることを理解した。</p> <p>△－B</p> <p>待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いため、毎年継続して要請している項目。今年度も保育サービスの受け入れ枠5300人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解する。引き続き待機児童数の動向を確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性				
<p>る。</p> <p>(2) 保育所・幼稚園等の子どもの安全確保、健全な育成など、より良い保育の質・環境を確保するとともに、そこで働く保育士・幼稚園教諭が持っている能力を発揮し、いきいきと児童と触れ合うことのできる労働環境改善・処遇改善をすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>待機児童解消の取り組みと共に従来より要請している、より良い保育の質・環境を確保、およびその実現のためにはそこで働く保育士・幼稚園教</p>	<p>※参考 預かり保育推進事業補助予算額（千円）</p> <table border="1" data-bbox="880 328 1538 421"> <tr> <td>令和元年度予算額</td> <td>令和2年度予算額</td> </tr> <tr> <td>555,010</td> <td>586,180</td> </tr> </table> <p>教育局義務教育指導課 公立幼稚園において、教育課程に係る教育時間外に行う教育活動（いわゆる預かり保育）は、公立幼稚園を有する市町の所管であり、各市町が地域のニーズに応じて進めています。</p> <p>産業労働部ウーマノミクス課 企業等が従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し施設整備費・運営費を補助し、設置を促進します。 また、企業内保育所の開設を検討している企業向けにアドバイザー派遣を行ってまいります。 さらに、県内企業が、国の助成制度である「企業主導型保育事業」を積極的に活用できるよう、説明会の開催や相談への対応を行い、その設置を促進してまいります。</p> <p>福祉部少子政策課 県では、保育士等を対象としたキャリアアップ研修や質の向上研修等を実施し、保育士の能力向上を図っており、引き続き保育の質の向上・確保に努めて参ります。 保育士の労働環境改善・処遇改善としては、県は保育士の給与改善につながる公定価格の見直しを繰り返し要望しており、令和元年11月には国へ直接出向き要望してまいりました。 なお、今年度から、国において、地域区分の在り方を含め、公定価格の見直しについて検討を行っています。県としては、これらの動向を注視しながら、引き続き国に公定価格の改善を求め、保育士</p>	令和元年度予算額	令和2年度予算額	555,010	586,180	<p>△－B 保育士等を対象にキャリアアップ研修や質の向上研修を実施することで、保育の質の向上・確保に努めていることは理解した。 保育士の労働環境・処遇改善について</p>
令和元年度予算額	令和2年度予算額					
555,010	586,180					

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>論の労働環境改善として法律遵守はもちろんのこと、正規・常勤での雇用、適正な配置、研修機会や給与水準の確保が必要である。</p> <p>Ⅶ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 当事者の困りごとに関する相談を受け止め、さまざまなハラスメントと同様に一元的な相談対応をできる環境などを整備していくこと。</p> <p>(2) 性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や</p>	<p>の処遇改善に努めてまいります。</p> <p>また、保育所における働き方改革を支援するためのアドバイザー派遣や保育士宿舎借上補助を実施するとともに、処遇改善等加算Ⅱについて保育事業者が100%申請するよう働き掛けることで、保育士の処遇改善につなげていきます。</p> <p>教育局義務教育指導課</p> <p>県教育局では、市町と連携し公立幼稚園の年次研修等を行っております。また、知事部局と連携し、私立幼稚園や保育所・認定こども園の教職員との合同研修を引き続き行い、幼児教育施設の教育の質の向上を図ってまいります。</p> <p>県民生活部人権推進課</p> <p>埼玉県では、男女共同参画推進センター、精神保健福祉センター、総合教育センターにおいて、性的指向や性自認に関する相談を受け付けています。</p> <p>当事者の方に相談窓口を知っていただくため、県のホームページで周知しているほか、相談窓口を掲載したカードを作成し、児童相談所や福祉事務所等で配布しています。</p> <p>県民生活部人権推進課</p> <p>県では、性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する県民の方の理解を進めるため、県民講座を開催しています。</p> <p>さらに、性的少数者に関する内容を掲載した人権啓発冊子を作成し配布しているほか、県のホームページにも掲載しています。</p> <p>また、来年度から新たに企業向け研修等の啓発も実施します。</p>	<p>は、国の公定価格の見直し要望以外にも県独自の施策（保育士宿舎借上補助など）を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>世間一般的に、SOGIの問題に関する取り組みがスタートして数年でもあり、県の相談体制も整いつつあるとの認識である。今後さらなる充実と周知についてさらに検討したい。</p> <p>引き続き、この問題に対する啓発活動の継続も確認していきたい。</p> <p>△－B</p> <p>同上</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>性自認によって、地域や職場でハラスメントを受けることや“パートナーに対する医療行為に「同意」できない”“パートナーの介護のための介護休業を取得できない”などの差別的取り扱いを受けることがないよう、当事者の困りごとを解決していくための相談体制の整備が必要である。</p> <p>また、各種インフラや制度の整備を進めていく際に、各種制度が趣旨にそって正しく運用されるためには、県内全体の理解促進が非常に重要である。</p>	<p>産業労働部雇用労働課</p> <p>性的指向や性自認に関する企業における対応については、現在のところ、国による指針等は示されていませんが、行政における対応等が報道でも取り上げられ、差別を防止するための取組が課題になっていると認識しています。</p> <p>まずは、先進自治体の情報等を集め、全ての人が働きやすい職場環境づくりを目指し、性的指向や性自認に関する差別を防止するため、職場におけるそれらの差別防止をテーマとした労働セミナーを開催するとともに、県HPに事業者が講ずべき対策を掲載し、周知してまいります。</p>	